

## 介護サービス利用者負担軽減制度（社会福祉法人による利用者負担軽減制度・居宅サービス利用者負担軽減制度）について

介護サービス利用者負担軽減制度は、旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「低所得者支援」に位置付け、本市ではこれまで低所得世帯の方が介護福祉施設や介護サービス事業を利用する場合に負担軽減を図ることで、安心してサービスを利用できる環境を整えております。

利用者負担軽減については、①国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」と、②本市の制度である「居宅サービス利用者負担軽減制度」の2つの取組があり、特に「居宅サービス利用者負担軽減制度」については、国の制度を補完する形で社会福祉法人が提供するサービス以外の居宅サービスを利用する低所得者を対象に、本市が独自に実施しているものです。

引き続き、これらの軽減の取組につきまして、必要とされる利用者等への制度の周知方について御協力をお願いします。

### 1 介護サービス利用者負担軽減制度リーフレット等

- (1) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度 リーフレット及び申請書等 別紙1
- (2) 居宅サービス利用者負担軽減制度 リーフレット及び申請書等 別紙2



(担当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485